

広島県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十八年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉舎油木線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
府中市上下町階見字小平前一七七三番一地从先から 府中市上下町階見字小平前一八二六番一地从先まで		四・三〇〇 一八・〇〇〇		二七七・五〇	
	〇 〇 〇 〇 〇			二七五・〇〇	拡幅